

令和元年かすみがうら市議会第3回定例会

市長提出議案集

令和元年9月3日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 4 号	平成 30 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について	……………	1
		平成 30 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書	……………	2～6
2.	報告第 5 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	7～8
3.	報告第 6 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	9～10
4.	議案第 51 号	かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例の制定について	……………	11～21
5.	議案第 52 号	かすみがうら市保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	22
6.	議案第 53 号	かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	……………	23～24
7.	議案第 54 号	かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について	……………	25～26
8.	議案第 55 号	かすみがうら市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	……………	27～28
9.	議案第 56 号	かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活環境の保全に関する条例の制定について	……………	29～34

10.	議案第 57 号	かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定 について	35
11.	議案第 58 号	かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定に ついて	36~37
12.	議案第 59 号	かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	38~39
13.	議案第 60 号	令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）	40~51
14.	議案第 61 号	令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 （第 2 号）	52~58
15.	議案第 62 号	令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	59~60
16.	議案第 63 号	令和元年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	61~63
17.	議案第 64 号	防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ 期）請負契約の締結について	64
18.	議案第 65 号	かすみがうら市立下稲吉中学校用地の取得について	65
19.	議案第 66 号	平成 30 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認 定について	66
20.	議案第 67 号	平成 30 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入 歳出決算の認定について	67
21.	議案第 68 号	平成 30 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算の認定について	68

22. 議案第 69 号	平成 30 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	69
23. 議案第 70 号	平成 30 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	70
24. 議案第 71 号	平成 30 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	71
	平成 30 年度かすみがうら市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書	……………	72～88
25. 議案第 72 号	平成 30 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について	……………	89
	平成 30 年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見書	……………	90～95

(参考資料)

○ 付議事件(条例)条文新旧対照表	……………	96～105
・ かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例 新旧対照表	……………	(96～99)
かすみがうら市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 新旧対照表(附則第 3 項関係)	……………	(96)
かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例 新旧対照表(附則第 4 項関係)	……………	(96～97)
かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(附則第 5 項関係)	……………	(97)
かすみがうら市旧学校体育施設条例 新旧対照表(附則第 6 項関係)	……………	(97)

かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理に関する条例 新旧対照表(附則第 7 項関係)	(98)
かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(附則第 8 項関係)	(98~99)
・ かすみがうら市保健センター設置及び管理に関する条例 新旧対照表	(100)
・ かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例 新旧対照表	(100~101)
かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例 (附則第 2 項関係)	(100~101)
かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(附則第 3 項関係)	(101)
・ かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表	(101)
かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(附則第 2 項関係)	(101)
・ かすみがうら市手数料条例 新旧対照表	(101~102)
・ かすみがうら市印鑑条例 新旧対照表	(102~104)
・ かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 新旧対照表	(104~105)

報告第4号

平成30年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.20)	— (18.20)	9.9 (25.00)	55.9 (350.0)

※ 表中の括弧内の数値は、かすみがうら市に適用される早期健全化基準である。

※ 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—

※ かすみがうら市に適用される経営健全化基準は20.0%である。

※ 表中の資金不足比率における「—」の記号は、資金不足額となっていないことを表示している。

平成 30 年度

かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 76 号
令和元年 8 月 19 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員 古 川 誠
同 坂 本 裕
同 田 谷 文



平成 30 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に係る健全化判断比及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

記

第 1 審査の対象

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率
- オ 資金不足比率
- カ 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査日

令和元年 8 月 5 日

第 3 審査の方法

提出された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか。また、それらの算定の基礎となる事項を記載し

た書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかについて審査した。

第4 審査の結果

1 健全化判断比率審査

① 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(%)

健全化判断比率	平成30年度	早期健全化基準	参考(平成29年度)
①実質赤字比率	—	13.20	—
②連結実質赤字比率	—	18.20	—
③実質公債費比率	9.9	25.0	10.8
④将来負担比率	55.9	350.0	58.4

*実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」表示

② 個別意見

・実質赤字比率

平成30年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため△8.84%となっており、早期健全化基準の13.20%と比較すると、これを下回り良好である。

・連結実質赤字比率

平成30年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため△16.76%となっており、早期健全化基準の18.20%と比較すると、これを下回り良好である。

・実質公債費比率

平成30年度の実質公債費比率は9.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り良好である。また、前年度の10.8%と比較すると0.9ポイント減少している。

・将来負担比率

平成30年度の将来負担比率は、55.9%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回り良好である。また、前年度の58.4%と比較すると2.5ポイント減少している。

③ 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

2 資金不足比率審査

① 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

■水道事業会計 (％)

比 率 名	平成 30 年度	経営健全化基準	参考(平成 29 年度)
①資金不足比率	—	20.0	—

*資金不足額がないため「—」表示

■下水道事業特別会計 (％)

比 率 名	平成 30 年度	経営健全化基準	参考(平成 29 年度)
①資金不足比率	—	20.0	—

*資金不足額がないため「—」表示

■農業集落排水事業特別会計 (％)

比 率 名	平成 30 年度	経営健全化基準	参考(平成 29 年度)
①資金不足比率	—	20.0	—

*資金不足額がないため「—」表示

② 個別意見

資金不足は発生していないので、是正改善を要する事項は特にない。

※健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

報告第5号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

公用車による事故の損害賠償額決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年7月6日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による事故の損害賠償額決定及び和解について

- 1 事故発生日時 平成31年4月11日（木）午後0時20分
- 2 事故発生場所 水戸市吉沢192番5地先
- 3 相手方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 右折しようとして停車していた相手方の車と、その後に停車していたA氏の車へ公用車が後方から衝突し、A氏の車が相手方の車へ玉突き衝突した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 損害賠償額 158,229円
 - (2) 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。

報告第6号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

公用車による事故の損害賠償額決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年8月3日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による事故の損害賠償額決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和元年6月6日（木）午前11時頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市岩坪1488番
- 3 相手方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 道路で車両を転回しようとした際、道路が狭隘であったため、相手方所有地の物置前のスペースで数回切り返しを行っている最中に、地面に隠れていた汚水桝を左前輪で破損した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 損害賠償額89,900円
 - (2) 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。

議案第51号

かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に
関する条例の制定について

かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例
を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に
関する条例

(設置)

第1条 すべての市民の健康づくりを推進し、並びに福祉の増進及び市民交流
の促進を図るとともに、地域の活性化に寄与するため、かすみがうら市かす
みがうらウエルネスプラザ(以下「ウエルネスプラザ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ウエルネスプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
かすみがうら市かすみがうらウエル ネスプラザ	かすみがうら市宍倉5462番地

(職員)

第3条 ウエルネスプラザに、館長その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 ウェルネスプラザで行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康づくりの支援に関すること。
- (2) トレーニングに係る指導及び助言に関すること。
- (3) 市民交流及び公民館活動の支援に関すること。
- (4) 社会福祉を目的とする事業の支援に関すること。
- (5) 高齢者の知識と経験を生かした活動の支援に関すること。
- (6) 施設の使用の許可等に関すること。
- (7) 施設、設備、敷地等の維持管理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第5条 ウェルネスプラザには、次に掲げる施設（以下第7条第5号を除き「施設」という。）を置く。

- (1) 健診室及び研修室
- (2) トレーニングルーム
- (3) シャワールーム及びロッカールーム
- (4) 音楽室
- (5) 調理室
- (6) 軽運動室
- (7) 多目的室
- (8) 体育館

(休館日及び開館時間)

第6条 施設の休館日、開館時間等は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、公益上又は施設の管理上必要があると認めるときは、前項に規定する休館日、開館時間等を臨時に変更することができる。

(行為の禁止)

第7条 ウェルネスプラザへの来館者（以下「来館者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公衆の衛生を害する行為
- (2) 他の来館者に危害を及ぼし、又は他の来館者の迷惑となる行為
- (3) ウェルネスプラザの施設、設備又は備品を損傷し、汚損し、又は滅失する行為
- (4) 許可のない広告物の掲示若しくは配布、看板若しくは立て札の設置又はこれらに類する行為
- (5) 第5条に規定する施設その他の施設、設備等の管理上支障を及ぼす行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に禁止する必要があると認める行為
(使用の許可)

第8条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合にあっては、前項の規定による申請及び許可に係る手続を省略することができる。
- 3 第5条第2号のトレーニングルームを使用することができる者は、15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の生徒を除く。）とする。
- 4 市長は、第1項の許可に際し、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないことができる。
 - (1) 第1項の規定により許可を受けようとする者が第7条各号に規定する

行為をするおそれがあると認めるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が施設の使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第9条 施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第43号。以下「使用料条例」という。）又は別表第2に規定する使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 使用料条例の規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、規則の定めるところにより申請しなければならない。

2 市長は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、申請に応じ、別表第2に定める使用料を免除し、又はその2分の1の額を減額することができる。

(1) 免除することができる基準

ア 市の機関が主催し、又は共催する事業のために使用するとき。

イ 市以外の官公署が公益の目的のために主催し、又は共催する事業であつて、主として市民を対象とするもののために使用するとき。

(2) 減額することができる基準

ア 市の機関が後援、協力又は協賛する事業のために使用するとき。

(使用料の返還)

第11条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（別表第2に規定する使用料を除く。）を返還することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。

(2) 使用日の3日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、施設の使用の許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の設置等の禁止)

第13条 来館者は、施設に特別の設備を設置し、若しくは変更を加え、又は備品を用途目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第14条 市長は、来館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の許可を取り消し、若しくは停止し、使用を制限し、又はウエルネスプラザへの入場を制限し、若しくは退場を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 第8条第4項の規定により付された使用の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がウエルネスプラザの管理上特に支障があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、施設の使用を終了したときは、使用した施設を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは停止され、使用を制限され、又は施設からの退去を命じられたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 来館者は、その責めに帰すべき理由により施設、設備又は備品を損

傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 ウェルネスプラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条に規定する事業に関する業務
- (2) 次条に規定する利用料金の徴収、免除又は減額及び返還に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金制)

第19条 市長は、第17条の規定によりウェルネスプラザの管理を指定管理者に行わせる場合は、施設の使用に係る使用料(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、第9条の規定にかかわらず、同条に定める額を上限として、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めるとき又は変更するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(指定管理者による管理にあつての読替え)

第20条 第3条から第16条までの規定は、指定管理者による管理を行う場合に準用する。この場合において、第6条第2項中「市長は」とあるのは「指定管理者は市長の承認を得て」と、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条中「市長が特に必要と認めるとき」とあるのは「指定管理者が特に必要と認め、

及び市長の承認を得たとき」と読み替えるものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の施設の利用に係る申請の受付、使用の許可、使用料の徴収その他の必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(かすみがうら市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正)

3 かすみがうら市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(行政財産の貸付への準用)

第4条の2 前条の規定は、行政財産を貸し付ける場合に準用する。

(かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

4 かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) ウェルネスプラザ

第3条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第

10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) ウェルネスプラザ

(かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

- 5 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年かすみ
がうら市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中第36号を第37号とし、第11号から第35号までを1号ずつ繰
り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) かすみがうら市かすみがうらウェルネスプラザの設置及び管理に
関する条例（令和元年かすみがうら市条例第 号）

(かすみがうら市旧学校体育施設条例の一部改正)

- 6 かすみがうら市旧学校体育施設条例（平成28年かすみがうら市条例第1
5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中旧穴倉小学校屋内体育施設の項を削る。

(かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の一部改正)

- 7 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例（平成28年か
すみがうら市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中旧志士庫地区第1公民館の項を削る。

(かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正)

- 8 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがう
ら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を第17号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰
り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) かすみがうら市かすみがうらウェルネスプラザの設置及び管理に関
する条例（令和元年かすみがうら市条例第 号）

別表中大塚ふれあいセンターの部の次に次のように加える。

ウェルネス	健診室・研修室（101号室）	340円	510円
-------	----------------	------	------

プラザ	健診室・研修室（102号室）		340円	510円
	音楽室（201号室）		440円	660円
	多目的室（202号室）		340円	510円
	多目的室（203号室）		340円	510円
	軽運動室（204号室）		280円	420円
	多目的室（205号室）		780円	1,170円
	調理室（健康キッチン）		380円	570円
	体育館	施設使用料	400円	600円
照明使用料		160円	160円	

別表第1（第6条関係）

施設	休館日	開館時間
健診室及び研修室 音楽室 調理室 軽運動室 多目的室 体育館	(1) 毎月第2火曜日 （この日が休日に当たるときは、当該休日直後の平日とする。以下同じ。） (2) 12月29日から 翌年1月3日まで	(1) 平日 午前9時から午後10時まで (2) 休日 午前9時から午後7時まで

トレーニングルーム シャワールーム及び ロッカールーム	(1) 毎月第2火曜日 (2) 12月31日及び 1月1日	(1) 平日 午前9時から午後10時まで (2) 休日 午前9時から午後7時まで
-----------------------------------	---	---

備考

- 1 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 「平日」とは、休日以外の日をいう。
- 3 入館受付は、閉館の1時間前（シャワールーム及びロッカールームにあつては、20分前）までとする。

別表第2（第9条関係）

1 トレーニングルーム

区分		金額（1人につき）	
		右記以外	高齢者、障害者
1回の使用に係る使用料	市内在住又は在勤者	400円	300円
	上記以外	400円	400円
11回分の使用に係る使用料	市内在住又は在勤者	4,000円	3,000円
	上記以外	4,000円	4,000円
3月分の定額使用料 (市内在住又は在勤者に限る。)		12,000円	9,000円

備考

- 1 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 2 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を保有する者をいう。
- 3 「11回の使用に係る使用料」とは、11回分の使用の対価を一括して前納することを希望した場合に納付すべき使用料をいう。
- 4 「3月分の定額使用料」とは、使用料の納付の日から3箇月を経過する日までの使用の対価を一括して前納することを希望した場合に納付すべき使用料であって、当該期間内の使用の回数にかかわらず定額であるものをいう。

2 シャワールーム及びロッカールーム

区分		金額（1人につき）
1回の使用に係る使用料	未就学児	無料
	トレーニングルームを使用する者	無料
	上記以外	200円

議案第52号

かすみがうら市保健センター設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

かすみがうら市保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市保健センター設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

かすみがうら市保健センター設置及び管理に関する条例（平成17年かすみ
がうら市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
かすみがうら市保健センター	かすみがうら市宍倉5462番地

附 則

この条例は、かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理
に関する条例（令和元年かすみがうら市条例第 号）の施行の日から施行する。

議案第53号

かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第95号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例（令和元年かすみがうら市条例第 号）の施行の日から施行する。

（かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

- 2 かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

(かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

- 3 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年かすみ
がうら市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第37号までを1号ずつ繰り上げる。

議案第54号

かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の
制定について

かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例を次のとおり
制定する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例
(設置)

第1条 市内の学齢児童生徒及び未就学児の就学、進学、いじめ、不登校その
他の教育に関する相談及び支援を行うため、かすみがうら市教育支援センタ
ー（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
かすみがうら市教育支援センター	かすみがうら市中佐谷1205番地

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 教育支援に関すること。
- (3) センターの管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第4条 センターに、必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例（令和元年かすみがうら市条例第 号）の施行の日から施行する。

(かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

2 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年かすみがうら市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1号を加える。

(37) かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例（令和元年かすみがうら市条例第 号）

議案第 55 号

かすみがうら市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する
条例の制定について

かすみがうら市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例を次の
とおり制定する。

令和元年 9 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する
条例

(設置)

第 1 条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号。
以下「法」という。）に基づき、次に掲げる施策に必要な財源を確保するた
め、かすみがうら市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置す
る。

(1) 本市の区域内に存する森林（以下「森林」という。）の整備に関する
施策

(2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能
に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する
施策

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、法第 27 条の規定により譲与を受ける森

林環境譲与税の額に相当する額として予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上の必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活
環境の保全に関する条例の制定について

かすみがうら市かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による
生活環境の保全に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活
環境の保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内の太陽光発電設備の適正な設置及び管理について必
要な事項を定めることにより、地域環境の保全を図り、もって市民の良好な
居住環境を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各
号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備（建築基準法（昭和2
5年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを
除く。）及びその附属施設をいう。
- (2) 設置者 太陽光発電設備を設置する者をいう。
- (3) 管理者 設置者が太陽光発電設備の管理を行わせるために置く者（設

置者が太陽光発電設備の管理を行うときは、その設置者)をいう。

- (4) 特定設置者 設置者であって、次のいずれかに該当する太陽光発電設備を設置する者をいう。この場合において、当該設置者が隣接する土地に太陽光発電設備を既に設置し、又は現に設置を行っているときは、設置しようとする太陽光発電設備と隣接する土地の太陽光発電設備の出力及び事業区域（太陽光発電設備の用に供する区域をいう。以下この条において同じ。）の面積をそれぞれ合算するものとする。

ア 出力が500キロワット以上であるもの

イ 事業区域の面積が5,000平方メートル以上であるもの

- (5) 地域住民 隣接住民（事業区域に隣接する土地の所有権若しくは借地権を有する者又は事業区域に隣接する土地に存する建築物の所有権、使用賃借による権利若しくは賃借権を有する者をいう。）、周辺住民（事業区域の境界から概ね300メートル（太陽光発電設備の出力が50キロワット未満の場合は100メートル）の区域内に居住する者及び当該区域内において事業を営む者をいう。）その他太陽光発電設備の周辺環境の保全及び災害防止のための配慮を要する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市内における太陽光発電設備の状況を把握するよう努め、太陽光発電設備の適正な設置及び管理について必要な措置を講ずるものとする。

(設置者及び管理者の責務)

第4条 設置者は、地域住民に対し、あらかじめ、設置（増設を含む。以下この項において同じ。）を計画している太陽光発電設備について説明を行い、当該太陽光発電設備の設置及び運用に関する理解を得られるよう努めなければならない。

- 2 設置者及び管理者は、太陽光発電設備の周辺環境の保全及び災害防止のため、必要な措置を講じなければならない。

3 設置者及び管理者は、太陽光発電設備における災害時の措置及び太陽光発電設備の廃止後の措置について、規則で定める事項を遵守しなければならない。

4 設置者又は管理者は、太陽光発電設備に係る事故が発生したとき、又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに市長に報告し、必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(特定設置者の責務)

第5条 特定設置者は、前条に規定するもののほか、太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行わなければならない。

(地域住民の責務)

第6条 地域住民は、自らが居住する地域の環境保全及び災害防止のために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事前協議)

第7条 設置者は、太陽光発電設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長と協議を行わなければならない。

(計画書の提出)

第8条 設置者は、前条の規定による事前協議が終了したときは、太陽光発電設備の設置に係る工事（木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。以下同じ。）に着手する日の30日前までに、太陽光発電設備の設置及び運用に関する計画書を提出しなければならない。

(承認等の通知)

第9条 市長は、前条に規定する計画書の提出を受けたときは、その内容を審査し、計画の承認又は不承認を決定したときは、当該設置者に通知するものとする。

2 設置者は、前条の計画書の内容を変更したときは、再度協議を行い、前項

の承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(協定の締結)

第10条 特定設置者は、前条の通知を受けた太陽光発電設備を設置しようとするときは、太陽光発電設備の運用等及び廃止後の措置に関する協定を市長と締結しなければならない。

2 特定設置者は、前項の協定の締結後において、市長から協議の申し出があったときは、速やかに応じなければならない。

(着手届等)

第11条 設置者は、第9条の規定による承認を受けた太陽光発電設備の設置に係る工事に着手したとき、及び工事が完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事の完了検査)

第12条 市長は、前条の規定による届出(工事の完了の届出に限る。)があったときは、第8条の計画書(第14条第1項において準用する場合を含む。)の内容に適合しているか否かについて検査を行い、適合していると認めるときは、検査済証を当該設置者に交付するものとする。

(増設等への準用)

第13条 第7条から第9条まで、第11条及び前条の規定は、太陽光発電設備の増設、移転その他の規則で定める工事をする場合について準用する。

(管理者の設置等)

第14条 設置者は、管理者を置いたとき又は変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(開始届等)

第15条 設置者は、太陽光発電設備の運用を開始し、又は廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第16条 設置者の地位を承継した者は、その旨を市長に届け出なければならない。

2 特定設置者の地位を承継した者は、第10条の規定による協定を市長と新たに締結しなければならない。

(報告の徴収)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者又は管理者に対して、太陽光発電設備の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査等)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、太陽光発電設備に関係のある場所に立ち入り、太陽光発電設備の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導又は助言)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者又は管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を行うよう勧告することができる。

(1) 第7条の協議若しくは第9条の規定による承認を受けず、又は虚偽の事実を述べて承認を受けた太陽光発電設備を設置した設置者

(2) 第10条の規定による協定を締結せずに太陽光発電設備を設置した特

定設置者

- (3) 第11条(第13条において準用する場合を含む。)及び第14条から第16条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした設置者又は管理者
 - (4) 第17条の規定による報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をした設置者又は管理者
 - (5) 第18条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした設置者又は管理者
 - (6) 正当な理由なく前条の規定による指導に従わない設置者又は管理者
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該者の氏名及び住所(当該者が法人その他の団体であるときは、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに勧告の内容を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ当該設置者又は管理者に対し、その旨及び公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(適用区分等)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に太陽光発電設備の設置に係る工事に着手する事業について適用する。

議案第 57 号

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例

かすみがうら市手数料条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2（2）の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第58号

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例

かすみがうら市印鑑条例（平成17年かすみがうら市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第4条第2項第1号中「名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項）」を「名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項）」に、「氏名若しくは通称」を「氏名、旧氏若しくは通称」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第1項第3号中「外国人住民（法第30条の45）」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の4

5」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第10条第1項中「氏名」の次に「（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称をいう。以下この条において同じ。）」を加える。

第11条第1項第2号中「又は氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第59号

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第13条第1項中

「訓練の場合 1回につき 2,000円」

を

「訓練の場合 1回につき 2,000円

その他市長が別に定める場合 1回につき 2,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定

は、令和元年12月14日から施行する。

議案第60号

令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196,635千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,824,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 地 方 譲 与 税		226,000	2,966	228,966
	3 森 林 環 境 譲 与 税	0	2,966	2,966
15 国 庫 支 出 金		2,140,742	29,727	2,170,469
	2 国 庫 補 助 金	569,528	29,727	599,255
16 県 支 出 金		1,222,491	33,575	1,256,066
	2 県 補 助 金	438,286	13,837	452,123
	4 県 交 付 金	74,600	19,738	94,338
19 繰 入 金		1,952,543	△ 19,793	1,932,750
	1 基 金 繰 入 金	1,952,540	△ 19,793	1,932,747
21 諸 収 入		212,833	95,360	308,193
	5 雑 入	174,618	95,360	269,978
22 市 債		1,810,600	54,800	1,865,400
	1 市 債	1,810,600	54,800	1,865,400
歳 入 合 計		18,627,822	196,635	18,824,457

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,559,584	20,685	2,580,269
	1 総務管理費	2,197,387	20,685	2,218,072
3 民生費		6,055,161	3,054	6,058,215
	2 児童福祉費	2,475,233	3,054	2,478,287
6 農林水産業費		645,046	26,317	671,363
	1 農業費	626,854	26,317	653,171
7 商工費		657,513	146,579	804,092
	1 商工費	657,513	146,579	804,092
歳出合計		18,627,822	196,635	18,824,457

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
かすみがうら市水族館指定管理料	39,000	39,525

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	500,000	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	554,800	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,552,142	0	5,552,142
2 地 方 譲 与 税	226,000	2,966	228,966
3 利 子 割 交 付 金	6,708	0	6,708
4 配 当 割 交 付 金	23,970	0	23,970
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,605	0	21,605
6 地 方 消 費 税 交 付 金	746,253	0	746,253
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	100,000	0	100,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	20,000	0	20,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000	0	14,000
10 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
11 地 方 交 付 税	4,069,000	0	4,069,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,000	0	7,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	214,460	0	214,460
14 使 用 料 及 び 手 数 料	53,922	0	53,922
15 国 庫 支 出 金	2,140,742	29,727	2,170,469
16 県 支 出 金	1,222,491	33,575	1,256,066
17 財 産 収 入	18,182	0	18,182
18 寄 附 金	20,044	0	20,044
19 繰 入 金	1,952,543	△19,793	1,932,750
20 繰 越 金	180,327	0	180,327
21 諸 収 入	212,833	95,360	308,193

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,810,600	54,800	1,865,400
歳 入 合 計	18,627,822	196,635	18,824,457

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	145,033	0	145,033				
2 総 務 費	2,559,584	20,685	2,580,269				20,685
3 民 生 費	6,055,161	3,054	6,058,215	2,024		1,012	18
4 衛 生 費	2,073,082	0	2,073,082				
5 労 働 費	24,012	0	24,012				
6 農 林 水 産 業 費	645,046	26,317	671,363	19,738			6,579
7 商 工 費	657,513	146,579	804,092	41,540		95,360	9,679
8 土 木 費	1,547,558	0	1,547,558				
9 消 防 費	1,235,595	0	1,235,595				
10 教 育 費	1,394,952	0	1,394,952				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,260,284	0	2,260,284				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	18,627,822	196,635	18,824,457	63,302		96,372	36,961

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 森林環境譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 森林環境譲与税	0	2,966	2,966	1 森林環境譲与税	2,966	森林環境譲与税
計	0	2,966	2,966			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	314,145	5,000	319,145	1 総務費補助金	5,000	地方創生推進交付金
2 民生費国庫補助金	116,296	887	117,183	2 児童福祉費補助金	887	保育所等整備交付金
5 商工費国庫補助金	13,999	23,840	37,839	1 商工費補助金	23,840	プレミアム付商品券事業補助金
計	569,528	29,727	599,255			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	58,438	10,000	68,438	1 総務管理費補助金	10,000	茨城ブランド力向上事業補助金
2 民生費県補助金	282,090	1,137	283,227	4 児童福祉費補助金	1,137	認定こども園等施設整備交付金
5 商工費県補助金	1,028	2,700	3,728	1 商工費補助金	2,700	自然環境整備交付金
計	438,286	13,837	452,123			

(款) 16 県支出金

(項) 4 県交付金

3 農林水産業費 県交付金	71,878	19,738	91,616	1 農業費交付金	19,738	多面的機能支払事業費
計	74,600	19,738	94,338			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	854,176	△20,805	833,371	1 財政調整基金 繰入金	△20,805	財政調整基金
7 地域福祉基金繰入金	29,831	1,012	30,843	1 地域福祉基金繰入金	1,012	私立保育所事業
計	1,952,540	△19,793	1,932,747			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

7 雑 入	138,349	95,360	233,709	1 雑 入	95,360	プレミアム付商品券売上金
計	174,618	95,360	269,978			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 臨時財政対策債	500,000	54,800	554,800	1 臨時財政対策債	54,800	臨時財政対策債
計	1,810,600	54,800	1,865,400			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 広聴広報費	58,493	751	59,244				751	11 需用費 147 13 委託料 604	03 市民活動支援事業(政策) 751 11 消耗品費 147 13 花壇管理等委託 604	
6 財産管理費	805,463	5,144	810,607				5,144	13 委託料 2,178 25 積立金 2,966	06 公有財産調整事業(政策) 2,178 13 不動産鑑定評価業務委託 1,243 13 建物表題登記業務委託 935 07 基金運用事業 2,966 25 森林環境譲与税基金積立金 2,966	
7 企画費	96,375	2,057	98,432				2,057	13 委託料 2,057	03 企画調整事業(政策) 2,057 13 自転車活用推進計画策定に係るアンケート調査業務委託 2,057	
13 あじさい館管理費	77,116	12,733	89,849				12,733	15 工事請負費 12,733	02 あじさい館管理事業 12,733 15 冷暖房設備修繕工事 12,733	
計	2,197,387	20,685	2,218,072				20,685			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	19,313	18	19,331				18	9 旅費 18	11 子ども・子育て支援新制度事業 18 9 委員等費用弁償 18
4 児童福祉施設費	1,033,885	3,036	1,036,921	2,024		1,012		19 負担金、補助及び交付金 3,036	04 私立保育所事業(政策) 3,036 19 保育所等整備交付金 3,036
計	2,475,233	3,054	2,478,287	2,024		1,012	18		

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

8 農地費	117,926	26,317	144,243	19,738			6,579	19 負担金、補助及び交付金 26,317	08 農地維持・資源向上対策事業 26,317 19 農地維持・資源向上対策交付金 26,317
計	626,854	26,317	653,171	19,738			6,579		

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	287,017	117,319	404,336	23,840		95,360	△1,881	11 需用費 489 12 役務費 354 13 委託料 △2,724 19 負担金、補助及び交付金 119,200	16 プレミアム付商品券事業(政策) 117,319 11 消耗品費 △2,814 11 印刷製本費 3,303 12 通信運搬費 354 13 プレミアム付商品券作成等業務委託 △2,724
---------	---------	---------	---------	--------	--	--------	--------	---	--

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
								19 プレミアム付商品券交付金 119,200		
3 観光費	91,846	29,260	121,106	17,700			11,560	11 需用費 1,758		
								13 委託料 21,430		
								15 工事請負費 6,072		
								09 雪入ふれあいの里公園等管理運営事業(政策) 8,732		
								11 修繕料 1,758		
								13 自然公園遊歩道整備委託 902		
								15 施設改修工事 6,072		
								15 古民家活用推進事業(政策) 20,528		
								13 古民家を活用した地域活性化推進プロジェクト業務委託 20,000		
								13 測量業務委託 528		
計	657,513	146,579	804,092	41,540		95,360	9,679			

議案第61号

令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,547千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,487,547千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		744,570	374	744,944
	2 国 庫 補 助 金	172,569	374	172,943
8 繰 越 金		1,000	2,173	3,173
	1 繰 越 金	1,000	2,173	3,173
歳 入 合 計		3,485,000	2,547	3,487,547

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		96,193	748	96,941
	1 総務管理費	71,482	748	72,230
7 諸支出金		1,002	1,799	2,801
	1 償還金及び還付加算金	1,000	1,799	2,799
歳出合計		3,485,000	2,547	3,487,547

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	764,192	0	764,192
2 使 用 料 及 び 手 数 料	100	0	100
3 国 庫 支 出 金	744,570	374	744,944
4 支 払 基 金 交 付 金	892,076	0	892,076
5 県 支 出 金	499,316	0	499,316
6 財 産 収 入	34	0	34
7 繰 入 金	561,269	0	561,269
8 繰 越 金	1,000	2,173	3,173
9 諸 収 入	6,883	0	6,883
10 介 護 サ ー ビ ス 収 入	15,560	0	15,560
歳 入 合 計	3,485,000	2,547	3,487,547

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	96,193	748	96,941	374			374
2 保 険 給 付 費	3,272,158	0	3,272,158				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	88,716	0	88,716				
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	16,895	0	16,895				
6 基 金 積 立 金	35	0	35				
7 諸 支 出 金	1,002	1,799	2,801				1,799
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,485,000	2,547	3,487,547	374			2,173

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 介護保険事業費補助金	0	374	374	1 介護保険事業費補助金	374	介護保険事業費補助金
計	172,569	374	172,943			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1,000	2,173	3,173	1 繰越金	2,173	前年度繰越金
計	1,000	2,173	3,173			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	71,482	748	72,230	374			374	13 委託料	748	02 一般管理事業	748
										13 介護保険システム改修委託	660
										13 介護事業所台帳システム改修委託	88
計	71,482	748	72,230	374			374				

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償 還 金	0	1,799	1,799				1,799	23 償還金、利子及び割引料	1,799	01 国庫支出金等返還事業	1,799
										23 国庫支出金等返還金	1,799
計	1,000	1,799	2,799				1,799				

議案第62号

令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算について（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 予算第11条に債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を以下のとおり定める。

事 項	期 間	限 度 額
かすみがうら市上下水道料金等 徴収業務委託	令和元年度から 令和6年度まで	321,970千円

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

(債務負担行為)

第11条 債務負担行為が出来る事項、限度額及び期間を定める。

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益
かすみがうら市 上下水道料金等 徴収業務委託	千円 321,970		千円	令和元年度から 令和6年度まで	千円 321,970	千円 321,970

議案第63号

令和元年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算について（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和元年度かすみがうら市下水道事業会計予算書第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	248,207千円	9,600千円	257,807千円
第1項 企業債	156,400千円	9,600千円	166,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	787,849千円	7,641千円	795,490千円
第1項 建設改良費	67,228千円	7,641千円	74,869千円

(特例的収入及び支出)

第3条 予算書第4条の2に定めた未収金及び未払金の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予算額)	(計)
未 収 金	1 5 9, 3 2 8 千円	△1 6, 0 1 7 千円	1 4 3, 3 1 1 千円
未 払 金	1 2 1, 5 5 5 千円	△9 8, 3 1 0 千円	2 3, 2 4 5 千円

(企業債)

第4条 予算書第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	既決限度額	補正予算額	計
流域下水道事業	1 4, 9 0 0	9, 6 0 0	2 4, 5 0 0

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

令和元年度 かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

（1）資本的収入及び支出

（収 入）

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			248,207	9,600	257,807	
	1 企業債		156,400	9,600	166,000	
		1 企業債	156,400	9,600	166,000	

（支 出）

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			787,849	7,641	795,490	
	1 建設改良費		67,228	7,641	74,869	
		5 流域下水道建設 負担金	17,668	7,641	25,309	

議案第64号

防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）請負
契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 工 事 名 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事
（Ⅲ期）
- 2 工 事 場 所 かすみがうら市 霞ヶ浦地区
- 3 契約の方法 一般競争入札による契約
- 4 契 約 金 額 236,304,000円
- 5 契約の相手方 茨城県土浦市桜町4-3-20
NECネットエスアイ株式会社 茨城営業所
所長 亀田 憲二

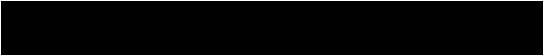
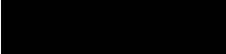
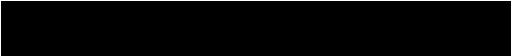
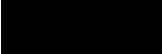
議案第65号

かすみがうら市立下稲吉中学校用地の取得について

かすみがうら市立下稲吉中学校用地を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 取得する財産 かすみがうら市立下稲吉中学校用地
- 2 所 在 
- 3 地 番 
- 4 地 積 7, 159 m²
- 5 地 目 畑
- 6 取得価格 48, 880, 790円
- 7 契約の相手方 


議案第66号

平成30年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

議案第 67 号

平成 30 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

平成 30 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、監査委
員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第68号

平成30年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

議案第 69 号

平成 30 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

平成 30 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第70号

平成30年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

平成30年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

議案第 71 号

平成 30 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

平成 30 年度

かすみがうら市一般会計・特別会計歳入
歳出決算及び基金運用状況審査意見書

かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 74 号
令和元年 8 月 19 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員 古 川 誠
同 坂 本 裕
同 田 谷 文



平成 30 年度かすみがうら市一般会計及び特別会計歳入歳出決算
並びに基金の運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、審査に付された平成 30 年度かすみがうら市各会計(一般会計・5 特別会計)歳入歳出決算及び関係書類並びに基金の運用状況を示す書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

記

第 1 審査の対象

- 平成 30 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算
- 平成 30 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 平成 30 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 平成 30 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 平成 30 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 平成 30 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 平成 30 年度かすみがうら市財産に関する調書
- 平成 30 年度かすみがうら市各基金の運用状況を示す書類
- 平成 30 年度かすみがうら市決算付属書類

第2 審査の期間

令和元年6月3日から 同年8月19日まで

第3 審査の方法

提出された平成30年度かすみがうら市の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、関係職員から説明を聴取し、収入支出事務の適法性、適確性の検証を行い、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的、効果的に行われているかについての審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された平成30年度かすみがうら市の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況は、関係法令の規定に準拠して調製されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

予算の執行状況、財産の管理など財務に関する事務の執行は、後述の意見のとおり一層改善努力を要するもののほかは、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されているものと認められた。

基金の運用状況では、基金条例に基づきその目的に従って運用並びに管理されており、その計数は正確であると認められた。

※以下本文中の注記事項

比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

第5 決算の概要

1 決算の総括

(1) 決算規模

平成30年度における一般会計と特別会計の歳入歳出決算総額は、次表のとおりである。
(単位：円)

区 分	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	17,390,728,502	17,865,100,611	16,854,549,633	1,010,550,978
特別会計	10,846,372,400	10,409,827,538	10,309,079,904	100,747,634
合 計	28,237,100,902	28,274,928,149	27,163,629,537	1,111,298,612

(2) 決算収支

各会計別の決算収支状況は、次表のとおりである。
(単位：円)

区 分	歳 入 ①	歳 出 ②	形式収支 ③ (①－②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③－④)	
一般会計	17,865,100,611	16,854,549,633	1,010,550,978	47,077,000	963,473,978	
特別会計	国民健康 保険	4,708,820,827	4,689,246,238	19,574,589	0	19,574,589
	後期高齢 者医療	790,143,295	787,433,345	2,709,950	0	2,709,950
	下水道 事業	1,018,658,299	1,018,658,299	0	公営企業会計へ移行したため、 記載なし	
	農業集落 排水事業	434,578,115	434,578,115	0	同上	
	介護保険	3,457,627,002	3,379,163,907	78,463,095	0	78,463,095
合 計	28,274,928,149	27,163,629,537	1,111,298,612	47,077,000	1,064,221,612	

形式収支額は、11億1,129万8,612円で、このうち翌年度へ繰越すべき財源4,707万7,000円を差し引いた実質収支額は10億6,422万1,612円の黒字となっている。

(3) 予算の執行状況

予算の執行状況(歳入)は、次表のとおりである。

【歳入】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
一般会計	17,390,728,502	18,164,345,612	17,865,100,611	102.7%	98.4%
国民健康 保険	4,873,131,000	5,012,959,516	4,708,820,827	96.6%	93.9%
後期高齢者 医療	793,297,000	793,800,178	790,143,295	99.6%	99.5%
下水道事業	1,086,013,400	1,108,520,120	1,018,658,299	93.8%	91.9%
農業集落 排水事業	468,700,000	452,525,935	434,578,115	92.7%	96.0%
介護保険	3,625,231,000	3,505,286,222	3,457,627,002	95.4%	98.6%
合 計	28,237,100,902	29,037,437,583	28,274,928,149	100.1%	97.4%

歳入決算額は282億7,492万8,149円で、予算現額282億3,710万902円に対する収入割合は、100.1%となっている。また、調定額290億3,743万7,583円に対する収入割合は97.4%となっている。

不納欠損額及び収入未済額については、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	調定額 ①	収入済額 ②	不納欠損額	収入未済額	収入率 ②/①
一般会計	18,164,345,612	17,865,100,611	22,335,209	276,909,792	98.4%
国民健康 保険	5,012,959,516	4,708,820,827	28,395,388	275,743,301	93.9%
後期高齢者 医療	793,800,178	790,143,295	908,841	2,748,042	99.5%
下水道事業	1,108,520,120	1,018,658,299	0	89,861,821	91.9%
農業集落 排水事業	452,525,935	434,578,115	0	17,947,820	96.0%
介護保険	3,505,286,222	3,457,627,002	11,451,320	36,207,900	98.6%
合 計	29,037,437,583	28,274,928,149	63,090,758	699,418,676	97.4%

調定額は290億3,743万7,583円で、収入済額は282億7,492万8,149円であり、不納欠損額は6,309万758円、収入未済額は6億9,941万8,676円であった。

不納欠損額及び収入未済額の科目毎の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
一般会計	市民税	2,899,014,532	2,787,013,240	11,389,659	100,611,633
	固定資産税	2,660,203,582	2,548,875,419	9,981,631	101,346,532
	軽自動車税	136,669,492	124,010,403	802,419	11,856,670
	児童福祉費 負担金	200,066,310	197,943,560	161,500	1,961,250
	国庫補助金	659,993,364	611,500,764	0	48,492,600
	県補助金	442,052,567	440,642,567	0	1,410,000
	雑 入	260,710,810	249,479,703	0	11,231,107
会計小計				22,335,209	276,909,792
国民健康保険 特別会計	国民健康 保険税	1,309,635,595	1,005,718,718	28,395,388	275,521,489
	雑 入	7,774,444	7,552,632	0	221,812
会計小計				28,395,388	275,743,301
後期高齢者 医療特別会計	後期高齢者 医療保険料	314,764,937	311,108,054	908,841	2,748,042
会計小計				908,841	2,748,042

前表続き

(単位：円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
下水道事業 特別会計	分担金	9,883,600	720,000	0	9,163,600
	負担金	37,496,290	12,532,380	0	24,963,910
	使用料	349,451,311	299,990,000	0	49,461,311
	県補助金	6,273,000	0	0	6,273,000
会計小計				0	89,861,821
農業集落排水 事業特別会計	分担金	9,621,400	0	0	9,621,400
	使用料	76,118,320	70,837,900	0	5,280,420
	県補助金	3,046,000	0	0	3,046,000
会計小計				0	17,947,820
介護保険 特別会計	介護保険料	835,189,480	787,652,260	11,445,520	36,091,700
	雑 入	10,019,706	9,897,706	5,800	116,200
会計小計				11,451,320	36,207,900
合 計				63,090,758	699,418,676

不納欠損額は6,309万758円で、主なものは、国民健康保険税2,839万5,388円、介護保険料1,144万5,520円、市民税1,138万9,659円、固定資産税998万1,631円である。

収入未済額は6億9,941万8,676円で、主なものは、国民健康保険税2億7,552万1,489円、固定資産税1億134万6,532円、市民税1億61万1,633円である。収入未済額のうち、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の県補助金は、本年4月から公営企業会計へ移行したことによるものである。

予算の執行状況(歳出)は、次表のとおりである。

【歳 出】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
一般会計	17,390,728,502	16,854,549,633	126,578,000	409,600,869	96.9%
国民健康保険 特別会計	4,873,131,000	4,689,246,238	0	183,884,762	96.2%
後期高齢者 医療特別会計	793,297,000	787,433,345	0	5,863,655	99.3%
下水道事業 特別会計	1,086,013,400	1,018,658,299	0	67,355,101	93.8%
農業集落排水 事業特別会計	468,700,000	434,578,115	0	34,121,885	92.7%
介護保険 特別会計	3,625,231,000	3,379,163,907	0	246,067,093	93.2%
合 計	28,237,100,902	27,163,629,537	126,578,000	946,893,365	96.2%

歳出決算額は271億6,362万9,537円で、予算現額282億3,710万902円に対する執行率は96.2%となっている。

翌年度への繰越額は1億2,657万8,000円で、不用額は9億4,689万3,365円となっている。

2 各会計の歳入歳出決算の状況

各会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計は、歳入決算額 178 億 6,510 万 611 円で調定額に対する収入率は 98.4%となっており、歳出決算額は 168 億 5,454 万 9,633 円で予算額に対する執行率は 96.9%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）10 億 1,055 万 978 円の剰余金を生じ、翌年度に繰り越すべき財源 4,707 万 7,000 円を控除した実質収支額は 9 億 6,347 万 3,978 円となっている。

現年度課税分の税の収納率は、市民税（個人 98.4%・法人 99.9%）、固定資産税 98.5%、軽自動車税 96.2%となっているが、滞納繰越分の収納率は、市民税（個人 31.0%・法人 11.8%）、固定資産税 34.3%、軽自動車税 26.8%となっており各税とも滞納繰越額の削減の徹底が望まれる。

また、当該年度において、市民税 1,138 万 9,659 円、固定資産税 998 万 1,631 円、軽自動車税 80 万 2,419 円、児童福祉費負担金 16 万 1,500 円の不納欠損処分が行なわれている。

(2) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、歳入決算額 47 億 882 万 827 円で調定額に対する収入率は 93.9%となっており、歳出決算額は 46 億 8,924 万 6,238 円で予算額に対する執行率は 96.2%となっている。歳入歳出差引額は 1,957 万 4,589 円となっている。

現年度課税分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 91.8%、後期高齢者支援金分 91.5%、介護納付金分 87.9%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 96.3%、後期高齢者支援金分 96.3%、介護納付金分 96.0%となっているが、滞納繰越分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 27.3%、後期高齢者支援金分 27.9%、介護納付金分 25.4%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 52.8%、後期高齢者支援金分 45.7%、介護納付金分 48.0%となっており、前年度と比較して向上しているが、一層の収納努力が望まれる。

なお、当該年度において、一般被保険者国民健康保険税 2,838 万 9,130 円、退職被保険者等国民健康保険税 6,258 円、合計 2,839 万 5,388 円の不納欠損処分が行なわれている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額 7 億 9,014 万 3,295 円で、調定

額に対する収入率は99.5%となっており、歳出決算額7億8,743万3,345円で予算額に対する執行率は99.3%となっている。歳入歳出差引額は270万9,950円となっている。

(4) 下水道事業特別会計

下水道事業特別会計は、公営企業会計への移行に伴う打ち切り決算により、歳入歳出決算額同額の10億1,865万8,299円で、調定額に対する収入率は91.9%となっている。

現年度分の分担金、負担金、使用料(公共下水道、特定環境保全公共下水道)の収納率は、3月末現在で、それぞれ、分担金100%、負担金100%、使用料(公共95.9%、特定環境97.6%)となっている。滞納繰越分は、3月末現在で、分担金0%、負担金0%、使用料(公共3.9%、特定環境9.9%)と低迷している。

(5) 農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業特別会計は、公営企業会計への移行に伴う打ち切り決算により、歳入歳出決算額同額の4億3,457万8,115円で調定額に対する収入率は96.0%となっている。

3月末現在で現年度分の使用料の収納率は97.4%となっている。滞納繰越分の収納率は9.8%と低迷している。

(6) 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、歳入決算額34億5,762万7,002円で調定額に対する収入率は98.6%となっており、歳出決算額は33億7,916万3,907円で予算額に対する執行率は93.2%となっている。歳入歳出差引額は7,846万3,095円となっている。

3 財政分析の結果

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が1.00に近くあるいは1.00を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

本市の状況は、平成30年度0.61、29年度0.61、28年度0.61、27年度0.63、26年度0.63と、横ばいの状況である。

(2) 経常一般財源等比率

収入の安定性と財政上の自立性を判断するために用いられるもので、この数値が100%を超える度合いが高ければ高いほど経常一般財源に余裕があることを示すものである。当年度は95.2%で、前年度95.0%に比べ、0.2%増加している。

(3) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するために用いられるもので、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを示すものであり、一般的に80%を超える場合には弾力性を失いつつあるとされている。

当年度は92.6%で、前年度93.1%に比べ、0.5%減少している。

なお、臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合は87.2%で、前年度87.3%に比べ0.1%減少している。

(4) 実質収支比率

財政運営の健全性を示す指標であり、実質収支の標準財政規模に対する比率が、おおむね標準財政規模の3%~5%程度が望ましいといわれている。

当年度は8.8%で、前年度9.8%に比べ、1.0%減少している。

(5) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、この指標が18%以上となると起債許可が必要となり、25%以上となると一般単独事業に係る起債が制限され、さらに35%以上となると一部の一般公共事業の起債が制限される。

当年度は9.9%で、前年度10.8%に比べ、0.9%減少している。

第6 財産に関する調書

1 土地、建物等

公有財産の土地は、年度中 83 m²を取得し、平成 30 年度末現在高は 1,336,465 m²となっている。

建物の延床面積は、旧さくら保育所の解体等により 1,192 m²減少したことにより、平成 30 年度末現在高は 129,831 m²となっている。

山林は、年度中の増減はなく、平成 30 年度末現在高は 80,419 m²となっている。

2 出資による権利

出資金は、年度中の増減はなく、平成 30 年度末現在高は 7,946 万 7,000 円となっている。

3 物品

物品は車両で、年度内に公用車を 10 台購入し、8 台廃車したことにより、平成 30 年度末現在高は 140 台となっている。

4 基金

基金は、財政調整基金など 14 の基金がある。前年度末現在高は 74 億 1,892 万 6,659 円であったが、年度内に公共施設等整備基金など 7 つの基金で 1 億 4,093 万 9,978 円増加している一方、減債基金など 8 つの基金で 2 億 9,966 万 9,718 円減少したことにより、平成 30 年度末の現在高は 72 億 6,019 万 6,919 円となっている。

第7 審査意見

決算審査を通じた意見、指摘事項は次のとおり。

(1) 財政状況について

平成30年度の決算状況をみると、財政運営の健全化を示す実質収支比率は8.8%である。また、健全化判断比率の一つである実質公債費比率については9.9%（対前年度比0.9%減）。将来負担比率については55.9%（対前年度比2.5%減）と、ともに早期健全化基準を大きく下回っており財政の健全性は保たれている。

しかし、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率については、前年度と比べて0.5%減少し92.6%となっているものの、80%を超えると財政構造の弾力性を欠いているとされ、行政需要の変化に適切に対応することが困難になるとされている。今後とも歳入の確保及び経常的経費の削減に努め、財政構造の弾力性の向上に努められたい。

(2) 財源の確保

①収入未済額の縮減

収入未済額は、一般会計で2億7,690万9,792円（対前年度比34.8%減）、特別会計で4億2,250万8,884円（対前年度比2.0%減）となっている。

一般会計のうち収入未済額の主なものは、市税1億61万1,633円、固定資産税1億134万6,532円となっている。特別会計のうち収入未済額の主なものは、国民健康保険税で2億7,552万1,489円となっている。

市税・国民健康保険税の収入未済額については、茨城租税債権管理機構の活用、木曜日延長窓口納税相談の実施、コンビニ納付の実施、差押物件の公売、三課合同滞納整理など鋭意努力されていることは認められるものの、以前として多額である。

厳しい財政状況の中、負担の公平の原則に基づき貴重な自主財源の確保のため、収入未済額の縮減は喫緊の課題である。

前年度と比較し、収入未済額の縮減が図られているところではあるが、今後とも収入未済額の縮減に向け一層努力されたい。

下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、使用料及び分担金等の収入未済額は1億780万9,641円となっている。各種債権における、滞納の長期化・高額化を防止するため初め段階での対応を図るとともに収入未済額の縮減に努められたい。

②不納欠損処分の厳正な取り扱い

不納欠損額については、一般会計で 2,233 万 5,209 円、特別会計で 4,075 万 5,549 円となっている。

一般会計の主なものは、市税 2,217 万 3,709 円(対前年度比 40.8%減)、特別会計の主なものは、国民健康保険税 2,839 万 5,388 円(対前年度比 35.2%減)などとなっている。

慎重かつ厳正な取扱いが求められる不納欠損処分については、関係法令に則り適正に処理されていると認められ、前年度から大幅に縮減されており努力が認められるが、不納欠損額は依然として多額である。今後とも更なる縮減に向けて対応することを望むものである。

(3) 予算の適正執行

① 予算及び事業の適正執行

予算の執行については、条例や規則等に基づいた適正な事務処理に努められているが、財源の効率的な活用を図る観点から早期の予算執行に心掛けられたい。

なお、翌年度への繰越額を見ると一般会計繰越明許費で 1 億 2,657 万 8,000 円が翌年度へ繰り越されている。前年度と比較し、大幅に縮減されているが、今後とも、安易な繰り越しが生じないよう効率的な予算執行に努められたい。

② 不用額の解消

一般会計・特別会計を合わせた不用額は、9 億 4,689 万 3,365 円(対前年度比 3 億 6,285 万 5,839 円減)となっており、前年度から改善されている。

不用額発生の要因としては、執行段階で経費の節減によるもの、契約における差金、見積もりの過大などが考えられるが、今後とも計画する事業費の適確な把握に努めるとともに、契約により多額の差金が生じた場合は、速やかに予算を補正するなどの措置により、会計年度独立の原則に則り、限りある予算の有効活用に努められたい。

③ 財源の有効活用

普通会計における実質収支の額は、おおむね標準財政規模の 3%~5%程度が望ましいといわれている。本年度の実質収支比率は 8.8%と、前年度より 1.0%減少しているものの、その額は、9 億 6,347 万 3,978 円(前年度 10 億 6,188 万 6,153 円、前々年度 7 億 5,670 万 5,980 円)と極めて高い額となっており、一般的に望ましいとされ

る額 3 億円～5 億円（標準財政規模の 3%～5%）程度を大幅に上回っている。

それは、諸事情によるものであるが、結果として、その額相当分が当該年度の財源として活用されていなかったと言える。

常に歳入歳出予算の執行状況の把握に努め、大幅な歳入増や多額の不用額が生じた場合は、補正措置により新たな行政需要への対応等財源の有効活用に努められたい。

④補助金等について

各種補助金の交付決定及び実績の確認については、引き続き市補助金交付規則等関係法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

第 8 結びに

我が国の経済は、アベノミクスの効果や、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関連需要の盛り上りにより、全体としては企業部門の改善が図られ、有効求人倍率が高い水準で推移するなど、現時点においては緩やかな回復基調にあると見られるが、本年 10 月に施行される消費税 10%への引き上げの影響で、短期的には景気の減速も懸念されるところである。

本市の財政状況は、本市に所在する企業等の収益が、全体的に必ずしも回復基調にあるとは判断されず、また、市民の所得も向上しているとは言えないことから、依然として厳しい状況が続いているということは言うまでもない。市税においては、収入済額において前年度を上回っているが、その理由は限定的なものであることから、税収が改善した結果と判断することはできず、歳入全体に占める割合は依然低い水準であると言わざるを得ない。また、歳出の中心となる社会保障費については、増加の一途をたどっており、本市における急速な高齢化から、依然として厳しい状況にあるものと思慮される。

このような状況を踏まえ、歳入に関しては、市民負担の公平性と自主財源確保の観点から、市税等について、現年度での徴収を徹底するとともに、滞納者の実態を十分把握しながら、収納率の向上と収入未済額の縮減に努められたい。

また、企業誘致や産業振興等による新たな自主財源の確保は喫緊の課題であると思われることから、最優先課題として引き続き意欲的に取り組まれたい。

このような中、平成 30 年度決算を見ると、市民の福祉向上に向けた

各種施策や観光拠点の整備、地域ポイント制度の導入、神立駅周辺整備、健康づくりの拠点整備、千代田中学校区の小学校統合、公共施設の最適化の推進などの各種施策が展開されていることがうかがえるとともに、財務会計上の観点からは、歳入予算の確保と歳出予算の計画的・効率的な執行に努力が払われ、前年度において指摘した多額の不用額について縮減されており、予算はおおむね適正に執行されていたと認められる。

最後に、今後とも限られた財源の中で、これまで以上に厳しい行財政運営が求められるなか、費用対効果を念頭に置き、真に必要な事業は積極的に推進し、不要な事業は見直しを図ること等により、地域の成長発展及び市民サービスの向上のために職員一丸となって尽力されることを望むものである。

議案第72号

平成30年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

平成30年度かすみがうら市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

平成 30 年度

かすみがうら市公営企業会計
決算審査意見書

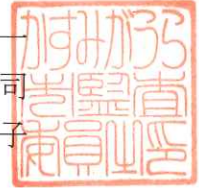
かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 75 号
令和元年 8 月 19 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員 古 川 誠 一
同 坂 本 裕 司
同 田 谷 文 子



平成 30 年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 30 年度かすみがうら市水道事業会計の決算報告書並びに関係書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

記

第 1 審査の対象

平成 30 年度かすみがうら市水道事業会計決算

第 2 審査の期間

令和元年 6 月 3 日から 同年 8 月 19 日まで

第 3 審査の方法

提出された、かすみがうら市水道事業決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、注記表につき、会計帳簿、証拠書類と照合し、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、水道事業の財政状況及び経営成績が、地方公営企業法第 3 条に規定する経営の基本原則に従い適正に処理されているか、関係職員から説明を聴取し、審査を

行った。

第4 審査の結果

審査に付された平成30年度かすみがうら市水道事業会計の決算書類等は、関係法令に準拠して調製されており、計数、経営状況及び財政状況は、おおむね適正に表示されているものと認められた。

予算の執行状況は、後述の意見のとおり一層改善を要するもののほかは、所期の目的に従いおおむね適正に執行されていると認められた。なお、企業会計の経理は、官庁会計の単式簿記と異なり複式簿記を取り入れており諸帳簿類への記帳が複雑である。今後とも適正な事務の執行に配慮されたい。

第5 審査の意見

1 業務状況について

区 分	単位	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		実績	増減比	実績	増減比	実績	増減比
行政区域内人口	人	42,545	△321	42,267	△278	42,060	△207
年度末給水人口	人	40,357	304	40,190	△167	40,240	50
普及率	%	94.9	1.5	95.1	0.2	95.6	0.5
年間総配水量	m ³	4,374,126	△57,524	4,349,301	△24,825	4,352,519	3,218
年間総有収水量	m ³	3,761,073	△36,196	3,754,248	△6,825	3,769,812	15,564
有収率	%	86.0	0.3	86.3	0.3	86.6	0.3
一人一人平均給水量	ℓ	255	△4	256	1	256	0

本年度の業務状況は、上表のとおりである。また本年度末の普及状況は、給水人口40,240人、普及率95.6%となっている。

前年度との比較においては、給水人口は50人の増加、普及率は0.5%の増加となっている。

年間総配水量は4,352,519m³となっており3,218m³(0.07%)の増加、年間総有収水量は3,769,812m³となっており15,564m³(0.4%)の増加、結果、有収率は86.6%となり0.3%改善している。

2 経営状況について

収益的収入及び支出における、水道事業収益は9億7,354万3,634円(税抜き)で対前年度と比較し762万5,645円の減少となった。

水道事業費は9億2,449万8,887円(税抜き)で前年度と比較すると、1,405万2,191円の減少となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の水道事業収益については、営業収益8億7,995万678円(税抜き)、営業外収益9,359万2,956円(税抜き)となっている。

事業収益の根幹をなす営業収益は、水道事業収益の90.4%を占めている。その中で最も主要な給水収益は、前年度と比較すると469万2,899円、0.57%増加している。

次に、水道事業費は営業費用が8億5,732万4,833円で前年度と比較すると944万3,983円の減少となった。その主な要因は、原水及び浄水費、受託工事費等が増加したものの、配水及び給水費、総係費等が減少したことによる。

営業外費用は6,690万9,050円(税抜き)の決算となっており、前年度と比較すると459万1,136円削減された。その要因は支払利息の減少である。

以上のことにより、当年度の純利益は4,904万4,747円となり、前年度と比較すると642万6,546円の増加となった。

また、本年度も水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金2,500万円(対前年度比増減なし)を受け全額企業債利息の償還に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が3億419万2,500円(税抜き)で、支出は5億6,461万6,032円(税抜き)である。収入は企業債及び工事負担金である。支出は、建設改良費が2億9,077万7,172円(税抜き)と企業債償還金2億7,383万8,860円(税抜き)である。収入(税込み)が支出(税込み)に対し不足する額2億8,189万9,777円は、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填している。

3 キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの活動に区分し、資金の出入(キャッシュフロー)を表すものとして作成が義務化されている。

3つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは3億4,396万4,744円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは2億7,898万4,672円のマイナスである。また、財務活動によるキャッシュ・フローは1,693万1,140円のプラスである。

このことにより、本業の業績はおおむね良好であると判断するが、依然として建設改良費等に充てるための企業債の額が、企業債の償還額を上回っている状態であるため、将来の借入金返済の負担を考慮し、企業債の発行に当たっては慎重を期されたい。

また、本年度末の資金残高をみると、前年度末より 8,191 万 1,212 円増加となっているが、資金増加額は前年度と比較すると 5,551 万 5,723 円減少している。この主な要因は、未払金の減少によるものであり、前年と比較して、資金繰り（キャッシュ・フロー）は改善していると見ることができる。今後とも、常に資金残高を念頭にいれ企業経営にあたられたい。

第 6 結びに

平成 30 年度決算は、総配水量の増加による増収と、漏水修繕費の減などの影響により、当年度純利益は前年度より 642 万 6,546 円多い 4,904 万 4,747 円となった。しかし、行政区域内人口は、年々減少の一途をたどっており、新規水道加入者も減少傾向にある。

また、給水収益の大幅な増加は期待できない状況の中、施設の老朽化に伴う配水施設の更新や修繕、災害時の安定供給のための整備を年次的に行わなければならない状況であり、厳しい経営状況に置かれている。

以上のことより、今後の企業経営に当たって、次の点に留意し運営されるよう要望する。

- ① 安全・安心で安価な水道水の供給は市民全員の願いでもある。将来にわたり安定的に水道事業経営を継続させるため、余剰経費の削減に努めるとともに、効率的で健全な水道事業の経営に努められたい。
- ② 負担の公平性や健全な企業運営の観点から、水道料金の未収金については、一層の早期収納対策の推進に努められたい。
- ③ 設備投資については、災害に対応出来る設備体制の構築に引き続き努められたい。また、導・配水施設等の更新については、費用対効果の観点から、その方法を調査研究し、計画的な更新に努められたい。
- ④ 年間総配水量に占める年間総有収水量の率「有収率」は、漏水調査の実施などにより改善されているものの、まだ改善の余地がある。引き続き漏水調査などにより、有収率の向上により経費削減を図られるよう、引き続き鋭意努力されたい。（平成 30 年度 86.6%、平

成 29 年度 86.3%、平成 28 年度 86.0%、平成 27 年度 85.7%、平成
26 年度 86.9%)

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

**かすみがうら市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 新旧対照表（かすみがうら市
かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例 附則第3項関係）**

改正前	改正後
<p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。</p> <p>(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。</p>	<p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。</p> <p>(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。</p>
	<p><u>(行政財産の貸付への準用)</u></p> <p><u>第4条の2 前条の規定は、行政財産を貸し付ける場合に準用する。</u></p>

**かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例 新旧対照表
(かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例 附則第4項
関係)**

改正前	改正後
<p>(長期かつ独占的な利用についての議会の議決)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設について、3年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号の規定により議会の議決を得なければならない。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p><u>(15)～(20) (略)</u></p>	<p>(長期かつ独占的な利用についての議会の議決)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設について、3年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号の規定により議会の議決を得なければならない。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p><u>(15) ウエルネスプラザ</u></p> <p><u>(16)～(21) (略)</u></p>
<p>(特に重要な公の施設の長期かつ独占的な</p>	<p>(特に重要な公の施設の長期かつ独占的な</p>

<p>利用及び廃止についての議会の特別議決)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる公の施設について 10年以上の期間にわたり独占的な利用を させようとするとき、又は当該施設を廃止 しようとするときは、法第244条の2第2項 の規定により議会において出席議員の3分 の2以上の者の同意を得なければならない い。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p>	<p>利用及び廃止についての議会の特別議決)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる公の施設について 10年以上の期間にわたり独占的な利用を させようとするとき、又は当該施設を廃止 しようとするときは、法第244条の2第2項 の規定により議会において出席議員の3分 の2以上の者の同意を得なければならない い。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) ウェルネスプラザ</p> <p>(10)～(12) (略)</p>
---	---

かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(かすみがうら市かすみがうらウェルネスプラザの設置及び管理に関する条例 附則第5項関係)

改正前	改正後
<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11)～(36) (略)</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) かすみがうら市かすみがうらウェル ネスプラザの設置及び管理に関する条例 (令和元年かすみがうら市条例第 号)</p> <p>(12)～(37) (略)</p>

かすみがうら市旧学校体育施設条例 新旧対照表(かすみがうら市かすみがうらウェルネスプラザの設置及び管理に関する条例 附則第6項関係)

改正前	改正後														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 旧学校体育施設の名称及び位置は、 次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旧志土庫小学校屋 内体育施設</td> <td>かすみがうら市宍倉1 594番地</td> </tr> <tr> <td>旧宍倉小学校屋内 体育施設</td> <td>かすみがうら市宍倉5 462番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	旧志土庫小学校屋 内体育施設	かすみがうら市宍倉1 594番地	旧宍倉小学校屋内 体育施設	かすみがうら市宍倉5 462番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 旧学校体育施設の名称及び位置は、 次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旧志土庫小学校屋 内体育施設</td> <td>かすみがうら市宍倉1 594番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	旧志土庫小学校屋 内体育施設	かすみがうら市宍倉1 594番地
名称	位置														
(略)	(略)														
旧志土庫小学校屋 内体育施設	かすみがうら市宍倉1 594番地														
旧宍倉小学校屋内 体育施設	かすみがうら市宍倉5 462番地														
名称	位置														
(略)	(略)														
旧志土庫小学校屋 内体育施設	かすみがうら市宍倉1 594番地														

かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例 新旧対照表(かすみがうら市
かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例 附則第7項関係)

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 旧地区公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 旧地区公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
旧安飾地区公民館	かすみがうら市安食10番地1	旧安飾地区公民館	かすみがうら市安食10番地1
旧志土庫地区第1公民館	かすみがうら市宍倉36番地4	旧志土庫地区第2公民館	かすみがうら市西成井85番地
旧志土庫地区第2公民館	かすみがうら市西成井85番地		

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例 附則第8項関係)

改正前	改正後
(適用施設) 第2条 この条例の適用を受ける公の施設は、次の各号に掲げる条例の適用を受ける施設とする。ただし、第16号の適用においては、社会体育の振興を図るため、教育委員会規則で定めるところにより学校施設及び設備を市民等の使用に供する場合に限る。 (1)～(6) (略)	(適用施設) 第2条 この条例の適用を受ける公の施設は、次の各号に掲げる条例の適用を受ける施設とする。ただし、第16号の適用においては、社会体育の振興を図るため、教育委員会規則で定めるところにより学校施設及び設備を市民等の使用に供する場合に限る。 (1)～(6) (略) (7) かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例(令和元年かすみがうら市条例第 号)
(7)～(16) (略)	(8)～(17) (略)

別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係)				別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係)				
貸切り使用料				貸切り使用料				
施設名等	区分	1時間あたり 使用料		施設名等	区分	1時間あたり 使用料		
		市内	市外			市内	市外	
(略)				(略)				
大塚ふれ あいセン ター	(略)			大塚ふれ あいセン ター	(略)			
農村環境 改善セン ター	(略)			ウエルネ スプラザ	健診室・研修室 (101号室)	340円	510円	
(略)					健診室・研修室 (102号室)	340円	510円	
(略)					音楽室(201号 室)	440円	660円	
(略)					多目的室(202 号室)	340円	510円	
(略)					多目的室(203 号室)	340円	510円	
(略)					軽運動室(204 号室)	280円	420円	
(略)					多目的室(205 号室)	780円	1,160 円	
(略)					調理室(健康キ ッチン)	380円	570円	
(略)					体育館	施設 使用料	400円	600円
(略)						照明 使用料	160円	160円
農村環境 改善セン ター	(略)			農村環境 改善セン ター	(略)			
(略)				(略)				

かすみがうら市保健センター設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>霞ヶ浦保健センター</u></td> <td><u>かすみがうら市深谷3671番地2</u></td> </tr> <tr> <td><u>千代田保健センター</u></td> <td><u>かすみがうら市上土田433番地2</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>霞ヶ浦保健センター</u>	<u>かすみがうら市深谷3671番地2</u>	<u>千代田保健センター</u>	<u>かすみがうら市上土田433番地2</u>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>かすみがうら市保健センター</u></td> <td><u>かすみがうら市中央倉5462番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>かすみがうら市保健センター</u>	<u>かすみがうら市中央倉5462番地</u>
名称	位置										
<u>霞ヶ浦保健センター</u>	<u>かすみがうら市深谷3671番地2</u>										
<u>千代田保健センター</u>	<u>かすみがうら市上土田433番地2</u>										
名称	位置										
<u>かすみがうら市保健センター</u>	<u>かすみがうら市中央倉5462番地</u>										
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例(令和元年かすみがうら市条例第 号)の施行の日から施行する。</u></p>										

かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例 新旧対照表
(かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例 附則第2項関係)

改正前	改正後
<p>(長期かつ独占的な利用についての議会の議決)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設について、3年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号の規定により議会の議決を得なければならない。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p><u>(16) 高齢者センター</u></p> <p><u>(17)～(21)</u> (略)</p>	<p>(長期かつ独占的な利用についての議会の議決)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設について、3年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号の規定により議会の議決を得なければならない。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p><u>(16)～(20)</u> (略)</p>
<p>(特に重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止についての議会の特別議決)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる公の施設について</p>	<p>(特に重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止についての議会の特別議決)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる公の施設について</p>

<p>10年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするとき、又は当該施設を廃止しようとするときは、法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 高齢者センター</p> <p>(11) 及び(12) (略)</p>	<p>10年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするとき、又は当該施設を廃止しようとするときは、法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 及び(11) (略)</p>
---	--

かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例 附則第3項関係)

改正前	改正後
<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第95号)</p> <p>(13)～(37) (略)</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12)～(36) (略)</p>

かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例 附則第2項関係)

改正前	改正後
<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(36) (略)</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(36) (略)</p> <p>(37) かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例(令和元年かすみがうら市条例第 号)</p>

かすみがうら市手数料条例 新旧対照表

改正前				改正後			
別表第2(第2条関係)				別表第2(第2条関係)			
事務	名称	区分	手数料	事務	名称	区分	手数料
(略)				(略)			

(2)	消防 法第 11条 第1 項前 段の 規定 によ る設 置の 許可 の申 請に 対す る審 査	製 造 貯 蔵 所 、貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 設 置 許 可 申 請 手 数 料	(略)	(略)	(略)	(2)	消防 法第 11条 第1 項前 段の 規定 によ る設 置の 許可 の申 請に 対す る審 査	製 造 貯 蔵 所 、貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 設 置 許 可 申 請 手 数 料	(略)	(略)	(略)
			浮き	(略)	(略)	浮き			(略)	(略)	
			屋根 式特 定屋 外タ ンク 貯蔵 所及 び浮 き蓋 付特 定屋 外タ ンク 貯蔵 所	危険物の貯 蔵最大数量 が1万キロリ ットル以上5 万キロリッ トル未満の もの	<u>1,58</u> <u>0,000</u> 円	屋根 式特 定屋 外タ ンク 貯蔵 所及 び浮 き蓋 付特 定屋 外タ ンク 貯蔵 所			危険物の貯 蔵最大数量 が1万キロリ ットル以上5 万キロリッ トル未満の もの	<u>1,59</u> <u>0,000</u> 円	
				危険物の貯 蔵最大数量 が5万キロリ ットル以上1 0万キロリッ トル未満の もの	<u>1,94</u> <u>0,000</u> 円				危険物の貯 蔵最大数量 が5万キロリ ットル以上1 0万キロリッ トル未満の もの	<u>1,95</u> <u>0,000</u> 円	
				危険物の貯 蔵最大数量 が10万キロ リットル以 上20万キロ リットル未 満のもの	<u>2,26</u> <u>0,000</u> 円				危険物の貯 蔵最大数量 が10万キロ リットル以 上20万キロ リットル未 満のもの	<u>2,27</u> <u>0,000</u> 円	
				(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	
						<p align="center">附 則</p> <p align="center"><u>この条例は、令和元年10月1日から施行す る。</u></p>					

かすみがうら市印鑑条例 新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市の<u>住民基本台帳</u>に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市が<u>備える住民基本台帳</u>に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、<u>名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>又は<u>氏名若しくは通称</u>の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格、屋号その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、<u>名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)</u>第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)<u>若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>又は<u>氏名、旧氏若しくは通称</u>の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格、屋号その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p>
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 氏名(<u>外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)</u>に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、<u>氏名及び通称</u>)</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 氏名(<u>氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)</u>がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、<u>外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)</u>に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては<u>氏名及び当該通称</u>)</p> <p>(4)～(8) (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>(登録事項の修正)</p> <p>第10条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録原票の登録事項のうち氏名、出生の年月日及び住所について変更があったときは、印鑑登録証を添えて市長にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(登録事項の修正)</p> <p>第10条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録原票の登録事項のうち氏名<u>(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称をいう。以下この条において同じ。)</u>、出生の年月日及び住所について変更があったときは、印鑑登録証を添えて市長にその旨を届け出なければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 印鑑登録者の氏名又は氏若しくは名(外国人住民にあつては、第6条第1項第3号に規定する通称及び同項第7号に規定する氏名の片仮名表記を含む。)を変更したことを知ったとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 印鑑登録者の氏名又は氏<u>(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)</u>若しくは名(外国人住民にあつては、第6条第1項第3号に規定する通称及び同項第7号に規定する氏名の片仮名表記を含む。)を変更したことを知ったとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>
	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和元年11月5日から施行する。</u></p>

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は団員となることができない。</p> <p><u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>(2)～(4)</u> (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は団員となることができない。</p> <p><u>(1)～(3)</u> (略)</p>

<p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。</p> <p>水火災の場合 1回につき 3,000円</p> <p>警戒の場合 1回につき 2,000円</p> <p>訓練の場合 1回につき 2,000円</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。</p> <p>水火災の場合 1回につき 3,000円</p> <p>警戒の場合 1回につき 2,000円</p> <p>訓練の場合 1回につき 2,000円</p> <p><u>その他市長が別に定める場合 1回につき 2,000円</u></p> <p>2及び3 (略)</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。</u></p>